

東京都板橋区立中台中学校 PTA 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は東京都板橋区立中台中学校 PTA と称し、事務所を同校に置く。
- 第2条 本会は生徒の幸福を願い、心身の健全なる発達をはかるため、よい教育環境を作ることを目的とする。
- 第3条 本会は会員相互の教養をたかめ親睦を深める。
- 第4条 本会の名において、営利的・宗教的・政党的活動を目的とする団体及びその事業に関することはできない。

第2章 会員

- 第5条 本会の会員となることができる者は次の通りである。
- 1 本会に在籍する生徒の父母、または、これに代わる者(以下保護者という)
 - 2 本校に勤務する学校長及び教職員
- 第6条 本会の会員は会費を納めるものとする。会費は本校に在籍する生徒1名につき年額2,400円とする。
- 第7条 会員はすべて平等の義務と権利とを有する。

第3章 役員

- 第8条 会員の役員は次の通りとする。
- 1 会長 1名 (保護者)
 - 2 副会長 3名 (保護者2、副校長1)
 - 3 書記 3名 (保護者2、教職員1)
 - 4 会計 3名 (保護者2、教職員1)
- 第9条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会務を代行する。
 - 3 書記は総会、運営委員会の記録と、その保管に当たるほか、文書事務を担当する。
 - 4 会計は予算案、決算報告の資料を作成するほか、経理事務を担当する。
- 第10条 役員の仕事は別に定める細則による。
- 第11条 役員の仕事は1年とし、総会において交替するものとする。ただし、再任を妨げない。
- 第12条 役員に欠員が生じたときは、その補充は運営委員会に委任し、補充者の仕事は前任者の残存期間とする。

第4章 会計監査

- 第13条 本会に保護者2名の会計監査を置く。

- 第14条 会計監査の選任は第10条の規程を準用する。
第15条 会計監査は年二回以上、会計を監査し運営委員会及び総会に報告する。
第16条 会計監査の任期は1ヵ年とする。
第17条 会計監査の補充は第12条の規程を準用する。

第5章 委員

- 第18条 ①本会は各学級毎互選により次の委員を置く。
イ 学年委員(保護者2名)
ロ 研修・広報・郊外(保護者各学年で学級数の人数)
ハ 推薦委員(3年生を除く)
第19条 本会は前条の委員として、それぞれ教職員若干名ずつを置く。
第20条 委員の任務、任期及び補充等については、別に定める細則による。

第6章 集会

(総会)

- 第21条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高機関とする。
第22条 総会は会長が招集し、毎年度二回開催する。ただし、運営委員会が必要と認めたと
き、または、会員の三分の一の要求があったときは、臨時総会を開くものとする。
第23条 総会は会員数の三分の一以上の出席(委任状を含む)で成立する。総会の承認事
項は、次の通りとする。
① 三月総会
イ 次年度の役員及び会計監査の承認
ロ 会務報告を行う
ハ その他一切の重要事項
② 五月総会
イ 前年度の決算及び会計監査報告の承認
ロ 本年度の予算及び年間活動計画の審議・承認
ハ その他一切の重要事項

(運営委員会)

- 第24条 運営委員会は役員、常置委員会委員長及び副委員長をもって構成される。
第25条 運営委員会は会長が招集し、次の事項を処理する。
1 会則に基づく細則の制定及び変更
2 予算の更正
3 総会の委任した事項について議決
4 総会で審議する事項
5 本会運営上必要な臨時委員会の設置
6 各常置委員会の活動についての連絡調整
7 その他、本会の運営上必要な事項処理

第26条 運営委員会は原則として、年6回開く。

(常置委員会)

第27条 本会は次の常置委員会を置く。

- 1 各学年委員会(1.2.3.年別)
- 2 広報委員会
- 3 **校外**委員会
- 4 研修委員会
- 5 推薦委員会

第28条 常置委員会は、それぞれ、第18条及び19条の委員をもって構成し、委員長(保護者)及び副委員長(保護者教職員各1名)を互選により置く。

第29条 常置委員会は委員長が召集し、本会の目的を達成するために必要な活動を企画実施する。

第30条 常置委員会の任務等必要な事項は、別に定める細則による。

(その他)

第31条 役員及び常置委員会の委員は、臨時委員会の役員を兼ねることができる。

第32条 学校長は、学校管理ならびに教育上、すべての集会に出席して審議に参加することができる。

第33条 すべての集会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

第7章 会計

第34条 本会の経費は、会費及びその他の収入によってあてる。

第35条 本会の会計は、すべて総会で定められた予算に基づいて行う。

第36条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 付則

第37条 本会の功労者にして運営委員会が推薦し本人の同意を得たものは、総会の承認のもとに顧問に就任することができる。

第38条 本会則の改廃は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を得なければならない。

第39条 会員の慶弔に関する細則等は、別にこれを定める。

昭和34年5月30日制定

平成2年5月10日改正

昭和42年5月10日改正

平成9年3月8日改正

昭和43年3月22日改正

平成15年3月7日改正

昭和44年5月8日改正

平成16年5月31日改正及び一部訂正

昭和47年3月15日改正

平成23年3月5日改正及び一部訂正

昭和58年11月24日改正

平成28年3月 **9日改正**

昭和62年4月1日改正

東京都板橋区立中台中学校 PTA 細則

第1章 役員及び会計監査の承認

(役員)

第1条 役員の選任は次の通りとする。

- 1 役員の選出は役員候補者推薦委員会が行う
- 2 推薦委員会は原則として1月末までに構成し、委員の氏名を会員に知らせる。
- 3 推薦委員会の次期の役員候補者及び会計監査候補者について、予め本人の同意を得た上で2月末までに推薦し、会員にその旨報告する。但し教職員については学校に一任する。
- 4 推薦委員会で推薦された役員候補者は、三月総会において承認を得て役員として就任する。
- 5 推薦委員の氏名は役員候補者決定前に会員に知らせる。

第2条 会計監査は第1条による役員推薦委員会において推薦し、三月総会の承認を得て就任する。

第2章 委員及び常置委員会

(委員)

第3条 委員の任務は次の通りとする。

- 1 学級担任及びその学級に所属する委員をもって学級委員会を構成し、学級 PTA の運営にあたる。
- 2 学級委員会は生徒の学習、生活、進路等の教育に関する研究、ならびに情報、意見交換のための学級集会を開く。
- 3 委員は学級担任と協力し、係分担をきめて学級と家庭との密接な連絡をとり、会員相互の理解、資質の向上をはかる。
- 4 委員は、それぞれの所属常置委員会の構成員として、学級と家庭との連絡を密にし、学校 PTA 活動に積極的に協力援助する。

第4条 委員の任期は1ヵ年とし再任を妨げない。

第5条 委員に欠員が生じたときは運営委員会において補充する。補充者の任期は前任者の残存期間とする。

(常置委員会)

第6条 各常置委員会は年度当初、年間活動計画を立案し、総会の承認を得るものとする。

第7条 各常置委員会は議事及び活動の記録を作成し、保管する。

第8条 各常置委員会は運営委員会において協議を要する事項があるときは、事前に会長に連絡するものとする。

第9条 各常置委員会は、司会、記録、庶務、会計、連絡等、必要な係分担を置き民主的な組織運営をはかる。

(学年委員会)

第10条 各学年委員会は、学年ごとに所属する学年委員及び学年に所属する教員をもって構成し、学年委員長が召集する。

第11条 各学年委員会は、各学級間の連絡調整、学年 PTA 活動、運営をはかる。

第12条 各学年委員長及び副委員長は学年間の連絡調整をはかるため学期、一回学年連絡会を開くことができる。

第13条 各学年委員長は必要に応じ、学年委員のほか、学年所属の全委員による会議を招集することができる。

第14条 第3学年委員会は、別途に卒業対策委員会を組織し、その委員を兼務することができる。

(広報委員会)

第15条 広報委員会は、学校と家庭、会員相互の理解、交流をはかるために、広報活動を行う。

第16条 広報委員会は広報「かしわ」を定期的(年3回)に発刊し、必要に応じ速報を発刊する。

(校外委員会)

第17条 校外委員会は、学校と家庭の連帯を密にし、生徒の郊外活動を充実させるため、次のような活動を行う。

- 1 情報の交換と連絡
- 2 講演会など
- 3 地域パトロール

第18条 校外委員会は家庭、地域社会における生徒相互の自主的社會生活を側面的に指導する。

第19条 校外委員会は、生徒の健全育成を図り、関係諸団体と連携協力する。

(研修委員会)

第20条 研修委員会は会員の教養を高め、教育に対する理解を深め、会員相互の親睦や会員の健康増進をはかるための研究活動を行う。

第3章 慶弔その他

(弔慰金)

第21条 本会の会員、顧問及び生徒死亡の場合は、弔慰金として次の金額をおくる。
金 5千円と供花

(見舞金)

第22条 本会の会員が災害、傷病等となった場合は、役員間で協議し、見舞金、もしくは見舞

品をおくることができる。ただし、その場合は、後日、運営委員会に報告する。

第23条 会員以外の教職員について、前条までの事項に関しては、役員間において協議、処理し、運営委員会に報告する。

第24条 前条までの規定のほか、会長が特に必要と認めた場合は、役員間にて協議し、処理することができる。ただし、その場合は、後日、運営委員会に報告する。

昭和 47 年 3 月 15 日

昭和 51 年 3 月 15 日改正

昭和 58 年 11 月 24 日改正

昭和 62 年 4 月 1 日改正

平成 2 年 5 月 10 日改正

平成 12 年 4 月 28 日改正

平成 15 年 3 月 7 日改正

平成 16 年 5 月 31 日一部訂正

平成 19 年 6 月 1 日改正

平成 25 年 3 月 5 日改正及び一部訂正

平成 28 年 3 月 9 日改正